

IASB 公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」の概要

1. 背景

- 負債の信用リスクの変動の影響を取り扱うアプローチが検討されたが、IAS 第 39 号の区分処理に比べて、複雑性を低減するものでも有用な情報をもたらすものではないと判断された結果、公正価値オプションに関する規定を除き、金融負債の分類及び測定に関する現行規定を維持することが決定された。
- 公正価値オプションに指定された負債に関する利得及び損失の包括利益計算書への表示方法が提案されている。

2. 提案内容

金融負債の公正価値オプションに関する提案

金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定する選択肢

- 1 特定の適格要件が当初認識時に満たされている場合には、企業は金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するものとする取消不能の指定を行うことができる。その適格要件は、IAS 第 39 号「**金融商品：認識及び測定**」の第 9 項(b)及び第 11A 項に記述されている。(IAS 第 39 号の AG4B 項から AG4K 項も参照)

純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債に係る利得及び損失

- 2 純損益を通じて公正価値で測定するものに指定された金融負債に係る利得及び損失は、次のように表示しなければならない。
 - (a) 当該金融負債の公正価値の変動の総額は純損益に表示しなければならない。
 - (b) 上記(a)で算定された公正価値変動の金額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因するものは、その他の包括利益に表示しなければならない(相殺仕訳を純損益に表示する)。

IFRS 第 7 号「**金融商品：開示**」で、第 10 項(a)及び B4 項が、負債の信用リスクの変動に起因する当該負債の公正価値変動の算定方法に関するガイダンスを示している。
- 3 その他の包括利益に表示される金額は、その後において純損益に振り替えてはならない。ただし、資本の中で利得又は損失の累計額を振り替えることはできる。

発効日及び経過措置

発効日

- 4 企業は本修正(案)を〔公開後に日付を挿入〕以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が本修正(案)を〔公開後に日付を挿入〕前の期間に適用する場合には、その旨を開示するとともに、同時に次の定めを適用しなければならない。
 - (a) **すでに適用しているものを除く** IFRS 第 9 号「金融商品」のすべての定め

(b) 付録に示した修正

経過措置

- 5 企業はこれらの修正（案）を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って遡及適用しなければならない。

3 . 回答者への質問項目

- 公正価値オプションに指定された負債に関して、負債の信用リスクの変動を純損益に影響させない提案と、潜在的な会計上のミスマッチに対処するために純損益に会計上のミスマッチが生じない場合に限るとする代替アプローチとの選択。
- 信用リスクの変動の包括利益計算書上の表示方法に関して、第 1 段階で公正価値変動の全体を純損益に表示し、第 2 段階で信用リスクの変動に起因する部分を純損益から控除してその他の包括利益に表示する 2 段階アプローチと、1 段階アプローチとの選択。
- 信用リスクの変動に起因する部分をその他の包括利益とすることと、資本への表示との選択。
- その他の包括利益からの純損益へのリサイクリングを禁止していることへの賛否。
- 公正価値の変動額の算定に当たり、IFRS 第 7 号のガイダンス使用への賛否。
- 発効日（2013 年 1 月以後。早期適用可であるが IFRS 第 9 号も同時適用となる）及び経過措置（遡及適用）への賛否。

（参考）金融負債全体に対する ED の提案のまとめ

対象項目		IAS 第 39 号	ED の提案	ED の質問項目 の中の代替案
FVO 以外		<ul style="list-style-type: none"> ・トレーディング 目的：FVTPL ・トレーディング 目的以外：償却原 価 ・複合金融商品は 一定の要件で区 分処理 ・原価測定 of 例外 あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・IAS 第 39 号を維持 (BC10-13 項) ・原価測定 of 例外は 削除(BC14 項、昨年 7 月の ED で提案済) 	-
FVO	FVO の 要件	組込デリバテ ィブを含む FV で管理運用 会計上のミス マッチが生じる	左記 3 要件を維持 (BC13 項)	-
	信用リス クに起因 する FV 変動の表 示 (質 問 1,2,3,6)	FV 変動全体を PL 表示	OCI へ表示 (2 項(b))	PL に会計上のミ スマッチ (注 1) が 生じない場合に限り OCI 表示 (ミスマッ チの判定は当初認識 時のみ) (質 問 2、 BC20 項) 資本 (OCI 以外) へ表示 (質 問 6、 BC33 項)
	OCI への 表示方法 (質 問 4,5)	N/A	先ず FV 全体を PL 表 示し、次に信用リス ク変動部分のみを PL から控除して OCI 表 示する 2 段階アプロ ーチ (2 項(b))	信用リスク変動部分 を OCI 表示する 1 段階アプローチ (質 問 5)
	OCI から	N/A	リサイクリングしな	-

	PL への リサイクル (質問 7)		い。但し、OCI 累計 残高の当期実現額を 開示(IFRS 第 7 号修 正)(3 項)	
	信用リス ク変動額 の算定 (質問 8)	N/A	IFRS 第 7 号のガイダ ンスを使用(2 項)	-
	早期適用(質問 9)	N/A	他の IFRS 第 9 号も 早期適用することを 条件として早期適用 可(4 項)	-
	経過措置(質問 10)	N/A	IAS 第 8 号と整合的 な遡及適用(5 項)	-

(注 1) ミスマッチは、資産の FV の変動全体が PL に表示される一方、負債の FV 変動の一部(信用リスクの変動の影響部分)が PL 表示されないことにより生じる可能性がある。